

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisunshin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話03)3337714649

FAX(03)3326915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円

6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

大阪の「若者」知事と自治労運動

2

あるべき国労運動のために

金平 博……3

「学力向上」「評価制度」のはざままで

相沢 瑞男……5

―いま教育職場では―

「道州制」導入は古くから

7

―地方分権「改革」で一挙に加速―

共産党の変質、墮落

11

―志位さんの「日本共産党宣言」を読んで―

四川大地震への基本視点

編集部……12

―「明日の日本」への教訓―

読者からのおたより

14

旬刊 社会通信

NO. 1026

二〇〇八年六月一五日号

自営

二〇〇八年六月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

大阪の「若者」知事と自治労運動

『東京新聞』（五月三一日付）は「声」欄に「腹立たしい公務員賞与」と題し、政府が「後期高齢者」とした七五歳、年金生活者の今の政治・社会へのいらだちと感情をあらわにした投稿をのせています。

「ボーナスの時期が近づいてきた。腹立たしいのは、日本は大借金国のくせに公務員に堂々とボーナスを支払っていることだ。一般企業であれば、ボーナスなど支払っている場合ではない。

仕事もろくにやらずに、税金の無駄遣いばかりやっている連中にボーナスなど支払う必要はない。一〇〜二〇%のカットは当然だ。さらに、いろいろと問題を起こしている厚生労働省や防衛省等は五〇%ぐらいカットしてもらわないと国民は納得しない。また、何もできない国会議員に対しても同様の措置はしてもらいたい」

公務員攻撃は(一)社会保険庁への「年金記録」にかかわる諸問題と「ヤミ専従」、(二)大阪市での「自民党・市民クラブ市会議員団」によるチェックオフ禁止条例の提案・可決といったように、とどまるところを知りません。これらは一九八〇年代に電々公社（現NTT）、全専売（現JTC）、国鉄（現JR）、そして近くは郵政（現JP）労働者が受けてきた攻撃と同じです。これらの中間にあつて「国家主義」による国家統制をめざした教育労働者へのウムを言わせぬ弾圧そして教育指導要領改悪、「国旗・国家法」と裁判所による攻撃がありました。

日本の国民、労働者ほど知識が深い国は世界にはありません。活字文化の普及率は世界一、全国・地方紙は網の目のように全国をおおっています。しかし、日本の国民・労働者は、考えることを忘れ過去の教訓を学び取ろうとはしていません。その結果が右記の東京新聞、朝日の「国立大学授業料値上げは当然」の声です。

自治体、国家公務員攻撃をさらに加速させる動きが、大阪府・三六歳の知事ではじまりました。大阪府は五兆円の借金をかかえている。元利返済で一日に一億以上の金が消える。この借金を減らすためには、当面「出」を減らすことが必要だと、タレント稼業で人気を得、当選したこの若い知事は〇八年度一年間に、千百億円を節約する。そのために、人件費を最大四百億円けずると大阪府の労働者の賃金一二%、ボーナスカットで年間一五%の賃金削減、退職金五%切り下げを表明するばかりか、住居手当、通勤手当削減、出張費用の廃止、非正規労働者の賃金削減をぶち上げました。さらには三十五人学級はムダと四十人学級にし教師を減らす、府立体育館他の文化施策もいらない、高齢者医療・障害者助成も見直す、と。教育政策は極悪非道の文科省の方針とも異なります。

これには大阪府下の自治体首長、「識者」らもついていけないと、若者知事は四面楚歌の状況ですが、大阪府民の一部には知事の減俸三〇%、議員定数・報酬削減、元幹部への退職金「還付」呼びかけに、喝采を送っています。ここにデマゴグ、ファ

シヨ政治の契機があるのですが、大阪府民、墮落したマスコミは考えようとしませんね。

今、政府・財界は地方を道州制へと誘導するために力をつくしています。大阪の知事がおこなおうとしていることは、通産省出身の北海道知事がやってきたことです。

これら自治労つぶしといえる攻撃に、自治労は「ヤミ専従費」七億七千五百万円をたてかえる「自主返納に伴う協定書」を全国社保労組と結び、全額自主返納することを五月末の中央委員会で決めています。

政府は社保庁攻撃をさらに強めています。自治労方針は「全国健康保険協会」設立（〇八年十月）、「日本年金機構」発足（二〇年一月）にたいし、『けんぼ』に引き続き『年金』への職員移行についても、雇用の確保にむけて最大限の取り組みが必要」というのみで、抗らう姿勢はみられません。自治労は同中央委員会で全水道、都市交との合併時に「自治労以外の新たな産別名称を選択する」ことを決めた。（T）

あるべき国労運動のために

国鉄労働組合は、七月末に全国大会の開催を予定している。今年の大会は、長く続いている「二〇四七名」の解雇撤回の闘いが、四者四団体を軸に闘う事について全国的な合意がなされている事もあり、また役員の改選も行われない大会であるから、総括と方針を柱に落ち着いた討論が大いに期待される。

この一年間の闘いを総括し次の展望を切り拓いていくことを考えるならば以下の課題は厳しく問われなければならない。

一、「二〇四七名」の仲間を守る闘いについてである

この一年間、四者四団体を軸にその合意を大切にして闘いを進めてきた。裁判闘争を柱に要請行動・宣伝行動・座り込み行動など様々な戦術により連続的な大衆行動が組織され、今なお解決には至っていないが闘争団・家族は元気に闘い働いている。

「九・一五判決」は解決の機運を高め、内外の団結を回復させた。そして、全動労判決によってその流れを確たるものとしたが、残念にも第2次訴訟判決（三・一二）は不当極まりない判決となった。しかし、解決の流れは止まらず政府機構の中にもこの認識は広がっているようである。また、この春の闘いでは、民主党を中心に政治対策も強化され、民主党鳩山幹事長の発言も広く伝えられている。そして、六月二日は鉄建公団控訴審にJR東海会長の葛西氏が証人として東京高裁に出廷する。早くから多くの注目を集め解決のための重要な局面になるとも期待されている。

こうして、三・一二判決による足踏みはあるが、解決への流れが続いている事は多くの関係者に一致する所となっている。

さて、国労本体の運動はどのように検証されるべきか。

本部以下各級機関が真に解決の局面と認識しているのであれば、もっと強く大衆行動が組織され、この大衆行動に最大・最高の結集が強められなければならない。

本部から「声明」が出されているが、全国の各級機関は、早急にしかも確実に全組合員に対し、「一〇四七名」の解雇撤回の闘いについて、今日の状況を正確に伝え、拡く認識を深め合うことが必要である。その上で、東京地本など関東の機関が中心となるが、国会前・国土交通省前・裁判所前、そして広く街頭に全ての組合旗が並ぶようでないといけない。この間の街頭行動・座り込み行動などを見ると、この旗が少ないことが大いに心配であり不満である。

あらためて確認したい。私たちが真に解決の局面にあると理解するならば何を置いても仲間と共に街頭に、裁判所前に、そして国会前にかけてつけろべきである。

二、あるべき国労運動のために積極的な討論が必要である

「一〇四七名」の闘いを解決の視野に入れた上でも、あらためて国労運動はどうあるべきか、指導部まかせに出来ない問題である。かつては分割・民営化以降も春闘期には短時間であってもストライキで闘ったことを忘れる事はない。少数組合だからといって言うべき事を言わず、なすべき事をなさないのは国鉄労働組合の歴史と伝統からも許されないことである。討論すべき課題はいくつもある、例えば――

① J R 東日本が「グループ経営ビジョン二〇二〇」を発表した。我々の労働組合はこの会社の大方針に対してどのような態度をとろうとするのか。すでに経営協議会の場で説明を受けているようであるが、国労の持つ安全とサービス向上の要求、働くものの権利・労働条件向上の立場から「グループ経営ビジョン二〇二〇」をどのように評価すべきか。明確な態度を全ての組合員に示すべきである。

② 契約社員の採用が進んでいる。最近の労働問題をめぐる特徴は誰もが知っているように非正規雇用が労働者全体の三四%を占め、三人に一人は非正規労働者である。しかも年収二〇〇万に満たない労働者が圧倒的多数を占めている。深刻な問題とは知りながらも非正規雇用そのものを問題とする議論は意外と少ない。国労も契約社員の「社員化」や労働条件については要求しているが、非正規労働者の採用そのものを根本的に考える議論はない。「正規雇用は権利、非正規雇用は選択」との原則を求めめるくらいの議論が必要である。

③ 組織拡大の方針により、少数ではあるが全国的に国労加入が見られるのは職場役員の活動の大きな成果である。しかし、このとき我々は何を持って国労加入を訴えているのか。「国労は仲間を大切にする」だけでは大きな組織化を勝ち取る事はできない。新入社員の職場配置があれば、組織的な意思統一にもとづいて新入社員対策を進めている。会社と東労組の妨害を受けて目的を達せない職場もある。国労はこのオルグで何を語るのか、「小集団活動に国労はこう考える」「非正規労働者の採用にはこう考える」「様々な合理化計画にこう考える」「春闘はこう闘う」、そして「J R 東日本はこういう会社であるべき……」などなど、国労としての考えを積極的に述べるべきではないか。会社との「良好な関係」を重視するあまり、労働組合としての原則的な正しい方針や態度が後に追いやられることがあってはならない。七月から始まる各級機関大会に向けて大いに議論を深めたいと思う。(多摩労研センター事務局長 金平 博)

「学力向上」「評価制度」のはざままで

— いま教育職場では —

いま職場では、「学力低下」に対する「学力向上のための対策」と職員管理のための「評価制度」でがんじがらめにさせられている。いったい何のための施策なんだろう。こんなことをして、「教育の向上」「活力ある学校」が創設されると思ってるなら、まったく逆だと言わなければならない。こんなことをしていたら、「一層の学力低下」「一層の教育の劣化」をまねくと言わざるをえない。ひよつとしたら、それが政府・文科省のねらいなのかもしれない。

『新しい学力観』はどこへいった？

現指導要領が施行される時、当時の文部省は「ゆとりある教育」の目玉に「新しい学力観」を提起した。この考えは、ゆとり教育になれば「知識量をはかる学力」は当然落ちると判断してのことだったのだろう。

その当時は（七〇八年前）は、どの本どの雑誌も「新しい学力観に基づく」とタイトルを打っていたし、指導主事たちはことあるたびに「これからの教育は『新しい学力観』の考えに立って、〜」と枕詞のように唱えていた。そして、その目玉が「総合的な学習の時間」の新設であった。

それが、さまざまな分野から「学力低下」を指摘されると、手のひらを返し全く「新しい学力観」は言わなくなった。そればかりか「学力低下」を現場の指導力のせいに転嫁して、自分たちの責任をほかぶりしている。そればかりか、鳴り物入りでスタートした「総合的な学習の時間」も「英語や補習」に転換され風前の灯になっている。

だれも信頼していない文科省

こんな朝令暮改だから現場職員は、文科省を文部省時代から誰も信用していない。

「ゆとり教育」の以前は、「しろわくの時間」「ゆとりの時間」などさまざまな目新しい施策を提起したが、次の指導要領の改訂でなくなっている。だから、「総合的な学習の時間」が新設された時には、どの学校でも校内研究教科・領域に「総合的な学習の時間」にしたが、最近の状況のなか機を見るに敏な学校は、研究教科に「総合〜」をすえるところは少なくなっている。

いまは、算数・数学の習熟度学習や英語の指導に方向転換されている。そして、そのときどきの情勢に翻弄される学校で、子どもたち・職員は右往左往しストレスがたまり「切れやすい」状況になっている。それで、多くの職員は自ら思考停止状態を作り出し、お上に逆らわず提示された内容を吟味することなく、従っているように見える。そのほうが、ストレスにならず健康を害することもなく、ただただ淡々と仕事をこなす人間になっている。だから、いくら文科省が「学力向上」を叫んでも教員が本気にはならず、空回りになると思う。

新たな「学力テスト・勤務評定」

また、学力状況をはかるものとして、「学力テスト」を実施しているが、これとて四十年前に日教組の激しい反対運動で消えたものの焼き直しでしかない。今の日教組執行部は、文科省とのパートナーシップを推進しているので、すんなり全国で実施されているが、示された「学力指数」はまゆつばものと思わざるをえない。だいたい、一回のテストですべてが分かると考えることに無理があるし、四〇年前の「学力テスト」では、各地で不正が明らかになり、それも中止された原因でもあると思う。事実、仙台では文科省のとは別に、ことごとく皆で「独自の学力テスト」を実施しているが、「不正があったこと」が報道されている。この真偽については、学校名が明らかになっっていないので、確かめようがないが、多かれ少なかれこのような実態にはあると思う。

自分が教えた子ども達の点数が低ければ、自分の「評価」に響くと考えるのが当たり前である。実際に、点数が低かった学年の教員が、職員会議で「自分の指導の至らなさで、このようになって申し訳ない。」とあやまったことがあった。こんなことになるなら、テストで「正解を指差したり」「漢字などの間違いを無言で指摘したり」ということは、誰しもが考えることだと思う。この指数が公表されエスカレートすればするほど、不正もエスカレートすると思う。こんなことで出てきた指数に何の意味があるのか。こんなことに思いが及ばないとすれば、文科省もおめたいものである。いや、こんなことは織り込み済みで、逆に「学力低下」批判をかわすためのものかもしれない。

だいたい、仙台では思わしくなかった学習單元について、「指導の方向」を文書化させられている。しかし、テスト問題・解答ともすべて回収されず採点・分析業者にまわされ、現場では問題すらじっくり検討することができないのである。それで、対策を立てるというのは何をかいわんやである。それでも、しかたなく文書化しているが、的を射ているのか定かではない。しかもそれは、保護者への説明責任ということとで公開されているが、厚顔無恥と言わなければならない。

一方、「評価制度」は昨年から実施され、忙しいなかで校長とのヒヤリングを年三回ほど実施して行われている。私は、一昨年の試行時、昨年の本格実施時の両方とも不提出であったので、ヒヤリングの対象にもならないときがあった。が、提出した仲間でも、ヒヤリングを受けないこともあった。だいたい、連日出張している校長に全職員と「提出時・中間・評価時」のヒヤリング設定は非現実的だが、実施しなくても、したことにして報告している校長もいるのではないか。また、当然のことながら「人によって」対応が異なるヒヤリングの現実がある。もちろん、職員の個性が異なるのだから、対応も異なるのが当然ではあるが、基本的なことも異なるのでは、「恣意的評価」と言えるのではないか。

「勤評・学テ」は戦争への一里塚！

この闘争スローガンは、日教組が「勤務評定・学力テスト」反対闘争を一体的に闘っていたときのスローガンである。二十代のころ日教組の歴史を学習していたときに、目にした。その頃は「ずいぶん大げさな表現だな。」という風にしか考えられなかったが、今の現状を考えると「オーバーな表現」ではないと思える。

当時「勤評・学テ」を闘っていた世代は、戦争を体験してきた世代で、「教育に対する弾圧」が「戦争へ結びつく」ことを身を持って体験してきた世代だった。そのことで、この攻撃はなんとしても阻止しなければならぬと、果敢に闘ったのだと思う。

振り返って現在を考えると、憲法九条が危機的状況にある今は、まさに「戦争への一里塚」でなんとしても阻止しなければならぬ。そのためには、「職員評価制度・学力テスト」ともに反対・阻止しなければならぬ。しかし、「文科省とのパートナーシップ」をうたう日教組には、闘う方針はない。一方、「反連合で全労連を志向」する宮城県教組も日教組と同様である。このような中で、職場からの反対闘争は困難さを極めている。また、現状の職場を考えると展望を見い出せない状況にもある。しかし、このままでは、座して死を待つだけになる。職場から、小さな闘い・取り組みでも起こして行きたいと考えている。

(宮城・相沢 瑞男)

「道州制」導入は古くから

― 地方分権「改革」で一挙に加速 ―

三月、日本経団連と道州制担当大臣の諮問機関である「道州制ビジョン懇談会」が相次いで、道州制導入にむけた提言「第二次提言」、「中間報告」を発表した。

「道州制」論は一九二〇年代から

道州制導入論議はいま始まったことではない。古くは一九二七年に行政制度審議会が「州庁制定に関する件」で、①北海道以外を六州の行政区画に分け官選の州長官を置くこと、②府県は完全自治体化を具申した。第二次世界大戦後には一九四八年、行政調査部が「広域地方行政制度に関する諸案」で①地方行政庁案（府県存置、官選の長官、三層制）、②道州案（府県廃止、公選の行政委員）、③州制案（府県廃止、官選の長官）なる三つの案を示している。

具体案がぞくぞくと提案されるのは一九五七年以降で、第四次地方制度調査会（一九五二年発足）は一九五七年「地方制度の改革に関する答申」で、①府県廃止、②七〇九の「地方」に再編（三層制）、③官選の地方長おくことを提案。第十次地方制度調査会は一九六五年「府県合併に関する答申」で、合併手続について①関係府県の発意、②関係府県会議の議決にもとづく申請、③国会の議決というようにさらに踏み込んだ、第二臨調は一九八二年「行政改革に関する第三次提言」で①都道府県の広域化、②長期的、総合的な観点からの検討を掲げた。

「地方分権」から加速

道州制導入が支配階級から本格的に提起されるのは、一九九二年につくられた第三次行革審が「地方分権特例制度導入」を提案して以降で、①「地方分権の推進に関する決議」（衆・参院、九三年）、②「地方分権の推進に関する意見書」（地方六団体、九四年）、③「地方分権の推進に関する答申」（第二四次地方制度調査会、九四年）、④「地方分権推進法成立・施行」（九五年、五年間の時限立法）等とつづき、九八年に「地方分権推進委員会」がつくられ、「地方分権一括法」成立（九九年）で、一九五三〜六一年に九八八市町村から三四七二市町村への昭和の大合併から、三三三二市町村から一八〇七市町村に統合する平成の大合併となった。この後、道州制をにらんで改編されたのが「地方分権改革推進会議」である。

地方制度調査会は〇三年「今後の地方制度のあり方に関する答申」で、道州制への提起を広げていく。たとえば①道州の性格、②区域、③移行方法、④議会、⑤税財政制度というようにだ。

〇六年以降、政府・自民党は実現への本格化に舵を切る。①〇六年九月、安倍は「道州制担当大臣」をおいた、②〇六年一二月「道州制特別地域推進法」が成立。北海道がモデル地域とされ、通産省出身の知事のもと大々的な公務員給与削減の「実験」に着手。〇七年に入ると①道州制特別区域基本方針（二月）、②全国知事会「道州制に関する基本的な考え方」（二月）、③道州制ビジョン懇談会設置（二月）、④経団連「第一次報告―窮極の構造改革をめざして」（三月）、同「パンフレット―窮極の構造改革『道州制』で日本をつくる」（九月）、⑤経済広報センター「地方自治体の機能・役割に関する意識調査報告書」、⑥自民党が参院選向けマニフェストに「導入」推進明記、⑦自民党道州制調査会「道州制に関する第二次中間報告」（六月）、そして⑧道州制ビジョン懇談会「中間報告」（〇八年三月）である。

音頭とる日本経団連

今もつとも道州制に熱を入れているのが日本経団連。御手洗会長は行く先ぎざぎざで①道州制導入、②電子政府創設を強調する、五月二八日開かれた日本経団連定時総会で御手洗氏が会長に再選され、そこでも中心課題とした。経団連の道州制への主張は歴史的に次のようなものだ。

（１）「二一世紀に向けた行政改革に関する基本的考え方」（九三年）。ここでは『地方分権基本法』（仮称）を制定し、地方分権を着実に進めていくべき」と主張された。

（２）「東京一極集中の是正に関する経団連見解」（九三年）。この見解ではじめて道州制が『地方分権基本法』を制定し、当面、国の権限や財源を極力地方に移管するとともに、長期的かつ段階的に『道州制』を基本とする分権型の国家を構築すべき」と提起される。

（３）「道州制」がはっきりと主張され始めるのは日本経団連ビジョン「活力と魅力溢（あふ）れる日本をめざして」（〇三年）と「希望の国・日本」（〇七年）である。

前者では「私たちは中央、州（地域の広域政治・行政体）の両政府と、現行の市町村より広域的な自治体の三つの政治・行政組織が、それぞれの所掌分野を持つて遂行する、新しいシステムを構築することを求めたい」といい、後者では「地方分権の担い手となる地方を実現するため、二〇一五年を目度に『平成の廃藩置県』としての道州制をめざす」と、踏みこんでくる。その上で発表されたのが、〇八年三月の『第二次提言』である。

日本経団連は道州制導入を「国民運動」として展開したいとする。経団連はこれまでに「道州制で日本を変える」と題し、東京（〇七年九月）、名古屋（〇七年十一月）、大分（〇八年二月）でシンポジウムをおこなった。東京、名古屋はよくわかる。なぜ大分か。御手洗の生まれが大分であることだ。

手元に〇七年九月東京でおこなわれたシンポジウムの基調講演『窮極の構造改革』道州制の導入で、新しい日本を創ろう』がある。御手洗は長いアメリカ生活二三年を「商品」とする貧相な人間で、ただ企業は国家形態をどのように変えればもうけられるかしか頭にない。基調報告で彼はこう述べた。

「アメリカを代表する大企業の本社は各州・各都市に点在する。アメリカは連邦国家だから各州の権限は強い。州政府はそれぞれ個性的な投資誘導政策を出し、州内の経済活性化に注力している。わが国もこうした分散型の国土構造の形式をめざすべきだ。経団連が道州制導入を提案する背景はここにある。道州制導入によって、かつて三百藩が存在した時代のように、地域がそれぞれ特色ある個性を発揮し、地域の活性化を実現できる」と。

経団連は道州制は「窮極の構造改革」と強調する。この意味を考える前に、道州制導入に邁進する諸組織が何を述べているかをみてみよう。

導入論が続々と

道州制導入で見解を発表しているのは①全国知事会「道州制に関する基本的考え方」（〇七年一月一八日）、②地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申について」（〇七年二月二八日）、がある。知事会の主要なポイントは、以下のとおり。

「成熟社会を迎え、量的な拡大よりも質的な充実に対する住民ニーズが高まる中、個性豊かで活力に満ちた地域を創造し、我が国の一層の発展を図っていくためには、現在の硬直化した画一的な中央集権型システムを改め、自己決定・自己責任の原則の下、地方が真に自立した地方分権型の行政システムを確立することが求められている。今後さらに地方分権を進め、真の分権型社会を実現するためには、単に広域自治体である都道府県だけの問題にとどまることなく、国と地方の役割分担を根本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編も含めた我が国統治機構全体の改革を行う必要がある。このことが国と地方を通じた効率的な行政システムの再構築による新しい政府像の確立につながる」

地方制度調査会の答申はこうである。

「我が国の現状をみれば、分権型社会にふさわしい役割分担が実現しているとはな

おいしい難い。政策の企画立案から管理執行に至る流れは、国と地方の間で複雑に入り組んだものとなっているため、行財政上の非効率や行政手続の重複が生じ、また責任の所在があいまいとなっている。

道州制は、国と基礎自治体の間に位置する広域自治体のあり方を見直すことにより、国と地方双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家として機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有効な方策となる可能性を有している」

P H P はアケスケに本音

○七年十一月末、全国紙に大きな大きな広告が目についた。「地域格差は拡大するばかり！ 日本を救う『国のかたち』は『地域主権型道州制』しかない！」『地域主権型道州制』で『日本全国どこでも元気になる！ 一国複数制度で、わが国を、豊かで、活気ある、楽しく、安全で安心な国にしよう！』。本の名は『地域主権型道州制―日本の新しい「国のかたち」』、著者「ビジョン懇」座長はP H P 総合研究所所長で松下電器出身。出版社はP H P。いわゆる「松下塾」、21世紀臨調の系列だ。

この書の特徴は財界・資本の論理を振り回し、おそろしく論争的なこと。なぜ道州制導入か、道州制とはなにかについて臆面もなくこういい放つ。

『「東京、富んで、地方は貧す」』は、現在の中央集権体制が諸悪の根源なのである。この諸悪の根源である中央集権体制を改めないかぎり、ほどなく日本は衰退の途をたどることになる。…諸悪の根源である中央集権体制を早急に改め、新しい『国のかたち』すなわち『地域主権型道州制』を選択しなければならぬ」（同著、五頁）。著者がいう「地域主権型道州制」とはなにか。彼は古い古い概念である「国体」という言葉を持ち出し、己れの主張をこう定義付ける。

『「地域主権型道州制』は、アメリカのような『連邦制』とは異なる。『地域主権型道州制』における日本の道州は、アメリカのもつような州憲法、州裁判所、ましてや州兵などはもたない。また、単に都道府県を統合し、統治体制を中央の意のままにするような『道州制』でもない。

『地域主権型道州制』と規制緩和は違う。『地域主権型道州制』は『国のかたち』『国の統治体制』すなわち『国体』であり、規制緩和は政策、戦術にすぎない」（同、七頁）。

以上は、道州制積極論者の主要ポイント。そこに、道州制導入の①理由、②目的が鮮明に浮かび上がっている。かつて、中曽根氏は国鉄赤字が日本財政破たんの原因、そのまた原因は国鉄労働者が「働かない」ことと、国鉄労働組合をつぶすために、「分割民営」を己れの内閣の政策とした。それ以前、田中角栄という土建屋政治家は「日本の財政赤字なんてたいしたことない。国营企業を民営化・株式会社化し、株式を上場すれば、赤字は一瞬にしていなくなる」と述べていた。田中角栄は財界の迷惑を語っただけだが、中曽根はそれを実行した。実行の結果はなにをもたらしたのか。バブル、その破たん、そして財政赤字の天文学的膨脹だった。

共産党の変質、墮落

—志位さんの「日本共産党宣言」を読んで—

「ソ連は社会主義でなかった」!?

A 志位共産党委員長の『日本共産党宣言』(『週刊朝日』〇八年四月四日号)を図書館でコピーしてきたので皆さん読んでみて。

B 「旧ソ連社会は共産主義とも社会主義とも無縁の社会でした。」「旧ソ連は社会主義の国ではなかったんです。」と随分強調しているね。

C レーニン等に指導されたロシア革命を随分と貶(おとし)めているね。レーニン後に、なぜどのようにして変質していったのかも少しも示せないままに。

変質してまともな社会主義でなくなったとはいえ、範疇(はんちゆう)としては、資本主義ではなく、社会主義だったのにな。だからこそ反革命による崩壊で、資本主義になったわけで。「社会主義とも無縁の社会」とはひどいな。

D 「腐っても鯛」と言う言葉も知らないらしい。

労働組合だって、階級的で民主的なものもあるが、労資協動的で官僚的なものもある。いかにまともでない労組でも、範疇としては労働組合だというほかはあるまいに。まさか日本共産党に指導される労組だけが労働組合で、あとは労働組合ではないというわけでもあるまい。

A ソ連等が崩壊したことによって、米・日・欧の巨大資本がどんなに喜んで世界中で利潤をほしいままにしているか、労働者や農民等の生活と権利とのちがどんなに犠牲にされているかが、志位さんの目には見えないのかね。

B ソ連等の崩壊を喜んだり、歓迎するのではなく、なぜ崩壊するほどまでに変質してしまったかの根本原因を明らかにして、自分たちの取り組みに生かすことこそ必要なのにな。

中国は「社会主義に向け努力」!?

C 中国は「社会主義への方向性に立って努力している。」「『市場経済を通じて社会主義へ』という道は、日本共産党の綱領の路線です。」と言っているね。

D 国家機関の中央、地方の幹部(ほとんどは共産黨員)の腐敗や汚職によるだけでなく、合法的に資本家が生み出されている。全人民の共有財産であるはずの国有企業が株式資本化されたりしながら、どんどん資本家の私有に転化されている。資本の本源的蓄積のためのごとく、農民は悲惨な目にあっているね。

A ソ連では特権階級が生まれてしまっただけだが、公然と資本家階級と大資本が生まれたのは反革命による崩壊後のこと。中国では、なし崩し的に資本家階級と資本が生まれ、資本主義的に成長している。いずれにせよ、一党独裁では、原則からの逸脱や誤りや変質を正して、まともな社会主義を建設することがいかに困難かも教えているね。志位さんには分らないようだけど。

資本主義を知らない

B 志位氏はアメリカのこととして、「もっぱら投機や企業買収でもうけるといのは商売の邪道で、資本主義にとつても先のない末期症状です。」と言っているが、中国でも「投機や企業買収でもうける」ことまで真似し始めているのは肯定できることなのかしら？

C こんな「市場経済を通じて社会主義へ」という道が日本共産党の綱領路線であるとすれば、「資本主義を通じて社会主義へ」と言うのと同義語の、無意味な、とんでもない路線になるね。共同戦線も革命も本気には追求しない路線だね。マルクスもエングルスも草葉の陰であきれているよ。

(編集部)

四川大地震への基本視点

―「明日の日本」への教訓―

大被害を生む

五月十二日、中央労働委員会館の記者クラブ室にいた時、NHKが「中国内陸部でマグニチュード七・八の地震」とテロップで報じました。

同席していた仲間は「これはたいへんな被害を生む」と断言、マスメディアの報道に注意するよう強調しておりました。理由を聞くと、「内陸部は山岳地帯、四五千メートルもの峰々が聳えたつ。そんな所の地震だから、日本の地震の『常識』は通じない」と答えました。

TVはその日から、活字メディアは翌朝刊から一面トップで状況を報じました。中国は面積九百六十万平方キロ、日本の約二十六倍の大国で、人口は日本の十倍の十三億七千五百六万人です。辺境の地の地震とはいえ、数千万が住んでいます。日を追うごとに「内陸部地震としては史上最大規模」「破壊エネルギーは神戸大震災の三十倍」、「被災地は北海道全域に等しい」と地震の規模と範囲が、伝えられました。

ケタ違いの大地震

北海道の面積は約七万八千平方キロで、これは九州三万六千、四国一万八千、沖縄一千二百、それに中国地方全域が被害を受けたこととなります。今回の四川大地震は日本列島全体が揺さぶられ、破壊されたに等しいほどのものすごいもので、私たちの記憶にある神戸、中越、能登とはケタ違いと云って過言でないようです。

局地的な直下型地震では破壊範囲は限られるでしょうから、東京が被災地にならない場合は支援体制は確保されます。地震学者たちもつとも恐れる東海、東南海、南海沖の海溝型大地震ならどうでしょうか。

ある人は「日本は地震大国、したがって地震への備えは準備されつつある」「四川大地震は参考にならない」、「中国は地震への備えがなかった」「家はレンガを積んだだけで鉄筋はなかった」とわけ知り顔に解説してみせてくれました。

地震学はプレートテクトニクス理論が主流で、日本のように太平洋、ユーラシア、インドプレートの境界の島国と、プレートの上にとっしりと乗っている朝鮮半島、中国大陸沿岸部では地震への備えは根本的に異なります。

日本は地震を「前提」、中国は「万が一」となるというようにです。大きな地震で大きな被害をこうむるのは、日本でも同じで耐震を考えていない建物群です。古来からの地震大国日本の建造物は木造、ワラブキ屋根でかわら吹きは中世までは権力者、中世以降は商業で富をなした商人層にひろまります。

木造建築は火災を発生させずにおかず、江戸時代そして関東大震災の被災者の多くは火事、権力者は家屋倒壊による死亡です。水戸藩、そして当時日本の異才だった藤田東湖の死は圧死です。

「規模が大きすぎた」

中国首席帰国直後の大地震に日本政府は中国への支援を申し入れましたが、これを中国政府は拒否しました。ぼくは「当たり前なこと」と思うのですが、日本のマスメディアの多くは、①地震でチベット問題は拡大、反乱も、②沿海部（経済発展地域）と内陸部（民族問題、格差の拡がり）との矛盾の拡大から、③北京オリンピックの危機と大々的に伝えました。中国嫌いのマスメディアとそこに動員されたルンペン・インテリゲンツィアの主張です。

中国政府が地震の全体像をつかんでない時に、日本の支援を受け入れればどうなるでしょうか。支援隊はせいぜい数十人の単位です。これに対し、中国は通訳ふくめたいへんな労力になるだろうことが想像されます。四川は都市ではなく山の中。余震はひっきりなし、第二次災害の危険は多く、中国が「受け入れ」に慎重になることは当然のことでした。

日本はといえば都市型の直下地震を想定した取り組みだろうことは容易に想像できることで、地震一週間後に中国に派遣され「能力」を発揮できなかった隊員が「規模が大きすぎた」と率直に語っていたことに明らかです。

被災者、四千五百万人

五月末、中国は地震被害の状況について①死者七万、②行方不明二万、③負傷者三十七万、④避難生活者一千五百万、⑤被災者総数四千五百万人と報じています。

中国政府は支援におもむいてくれた人びとを窮地におとし入れることはできません。状況を正確に把握し「お願い」するのは当然のことです。こんな当たり前のことを、中国嫌いのメディアは「四川だけ助けるのか」、「惨事で見えた『国家の姿』」、「救援格差』募る不満」、「民間救助隊のビザ拒否」と批判に躍起です。

具体的には①中国は自然災害への「危機管理能力」の意外なほどの弱さ、②共産党の硬直した対応、③中国社会への被害者への共感の薄さを上げています。これらは、すべて「ため」にする批判でしかありません。

日本にとって今必要なのは四川地震から教訓をくみとることです。

(T)

◇読者からのおたより◇

歴史は誰がつくる 原告の気持ちが変わる「郵政四・二八 二八年目の大勝利」と刻印された切手が貼られた札状が届いた。「通信」一〇二〇号にあった名古屋哲一さんからのものだ。(新潟・A) 編集部より 私は名古屋さんから同切手のシートをいただいています。もったいなくてまだ使えていないんです。大事にとっておきたい。民営化破たんの日まで。

競争 競争はいいことだという人がいます。それは競争させる人にとって良いことで、競争させられる人にとっては最悪のことです。競争の行き着くところは殺伐な世相でしかないことは既にいろいろな事件で証明済みです。

編集部より 競争なくすのが労働組合なのに、競争をおおっている。ワーク・ライフ・バランス論は一見、労働者の味方にふりしながら、資本のもうけに重点をおく、「競争主義」政策です。

古典を読む 組合役員を降り、あらためて学習の重要性を感じています。学習の基本は独習です。これから、古典を読んでいきたい。

編集部より 独習しながら、仲間と学び会おう。いつでも出前学習会引き受けます。

はや二〇年 早いものです。北海道を出て二〇年、いろいろあった二〇年ですが、なんとしても今年こそ、納得できる解決を！

編集部より 二〇年、長すぎた。でも解決までは。私も同じ。(木更津市・I)

大企業と税金 大企業や大金持ちから政治献金をもらって、法人税率の引き下げなどの政策でお返し。庶民は自民党に献金しないから消費税の値上げ。金まみれの政権にだまされまい、だまされまい。ちなみに、法人税率の引き下げは一九八五年の四三・三％から四二％、四〇％、三七・五％、今では三〇％です。この結果、資本金一〇億円以上の企業は経常利益は一九九〇年に一八兆七八〇〇億円から二〇〇六年には三二兆八〇〇〇億円へとほぼ倍増。ところが支払った税金は一三兆八五〇〇億円から一三兆七四〇〇億円と減っている！

編集部より 日本政治を一目で明らかにする数字。もっと広めなくちやー

格差拡大 小泉、安倍、福田の三代で所得格差、地域格差はますます拡大。年金者には生活不安がつるばかりです。米国の要求にはYESと答えるのに、なぜ国民生活を引き下げる政策を強引に押し付けるのでしょうか。大企業だけが儲かる社会と政治の仕組みを変えたい。

編集部より おっしゃるとおり、前段のHさんのおたよりにあるとおり。(旭川市・Y)

楽しく たいへんですが、どうせ闘うなら楽しくがんばろう。

編集部より 「楽しくがんばる」ためには目的が必要。Kさんの目的、教えてよ。(北海道・K)

五分分です 夫が一月二日死亡しました。今後は私宛に送って下さい。一応五年分のつもりで送金します。残りはカンパです。私も三月末で県職労の書記を定年退職でした。

編集部より おつれ合い残念。その上に五分分、そしてカンパまで申し分けありません。私もあと五年がんばります。(鹿児島・Y)

注文 通信の発行ご苦労さまです。内容への注文です。節目の情勢で、例えば社会保険庁の問題では、当該の労働組合員の声を載せていただければと思います。残りはカンパです。(神奈川・S)

編集部より 了解、努力します。カンパに感謝。

「コンピテンシー・モデル」 当区では自己啓発を進めるということで「コンピテンシー・モデル」という制度を導入することになった。項目に沿って自己点検の上、職制の指導を個別に受けるというものだが、全員が対象とはいえず、給与査定には適用せず昇任選考の際の参考にすること。上のポストを考える職員は競争を強い、給以外以外の職員は士気を低下させるものである、職場は人員削減で悲鳴が上がっているのに、余計な手間をかけることに不信が高まっている。この制度は職員に分断をもたらすだけでなく、チームワークが必要な公務労働に悪影響を与える。わずかな職員の能力差を数化するために、なりふりかまわれない区当局者に憤りをもつ。

編集部より 「一人管理職」「カイゼン」の見直し進行。これらは一九六〇年代からの生産性向上運動、QC活動という合理化運動の一環でした。私たちは反対しつづけましたが、労組は容認、そして今、見直しです。査定も合理化運動の一環、原則を主張、反対しつづけることですよね。(東京・M)